

目的

薄くなってしまっている路面標示はどこに連絡すればいいの？

自治会内において、道路に『とまれ』『』の標示をペイントする際の、注意事項を共通認識するものです。

○自治会が管理する路面標示【米原市役所 防災危機管理課 53-5161】

■ペンキおよびローラー、文字型の貸し出しを行っています。

事前に連絡をお願いします。(使用する日時等)

『止まれ』 → × (公安委員会と酷似のため)

『とまれ』 → ○

『トマレ』 → ○

「とまれ」と「」が
セットになった型



○路面標示を行う上での注意事項！！

- 路面標示を設置する場合は、公安委員会の路面標示に酷似しないもの。
- 停止指導線を設置する場合は、実線ではなくスリット線(破線)にする。
(  )
- 自治会で設置された路面標示については、自治会内での周知徹底をお願いします。
- 路面標示の多用化は、交通規制の効力に支障を及ぼす可能性があるため、事前に道路管理者へ相談ください。
- 路面標示を設置する場合には、警察への届出は不要ですが、道路管理者へ事前に協議をお願いします。
- 自治会で設置した路面標示について、交通環境の変化により交通規制が必要となった場合には、設置者によって削除いただくこともあります。

○道路管理者が管理する路面標示【米原市役所 建設課 53-5143】

- 点滅信号を撤去した交差点に対する注意喚起のための路面標示。
- 進行方向別通行区分または進行方向
- 減速マーク
- 外側線



○公安委員会が管理する路面標示【米原警察署 交通課 52-0110】

- 横断歩道予告標示(ダイヤモンドマーク)
- 速度規制標示
- 歩行者用路側帯
- 横断歩道
- 停止線
- 追い越し禁止等
(黄色い実線)

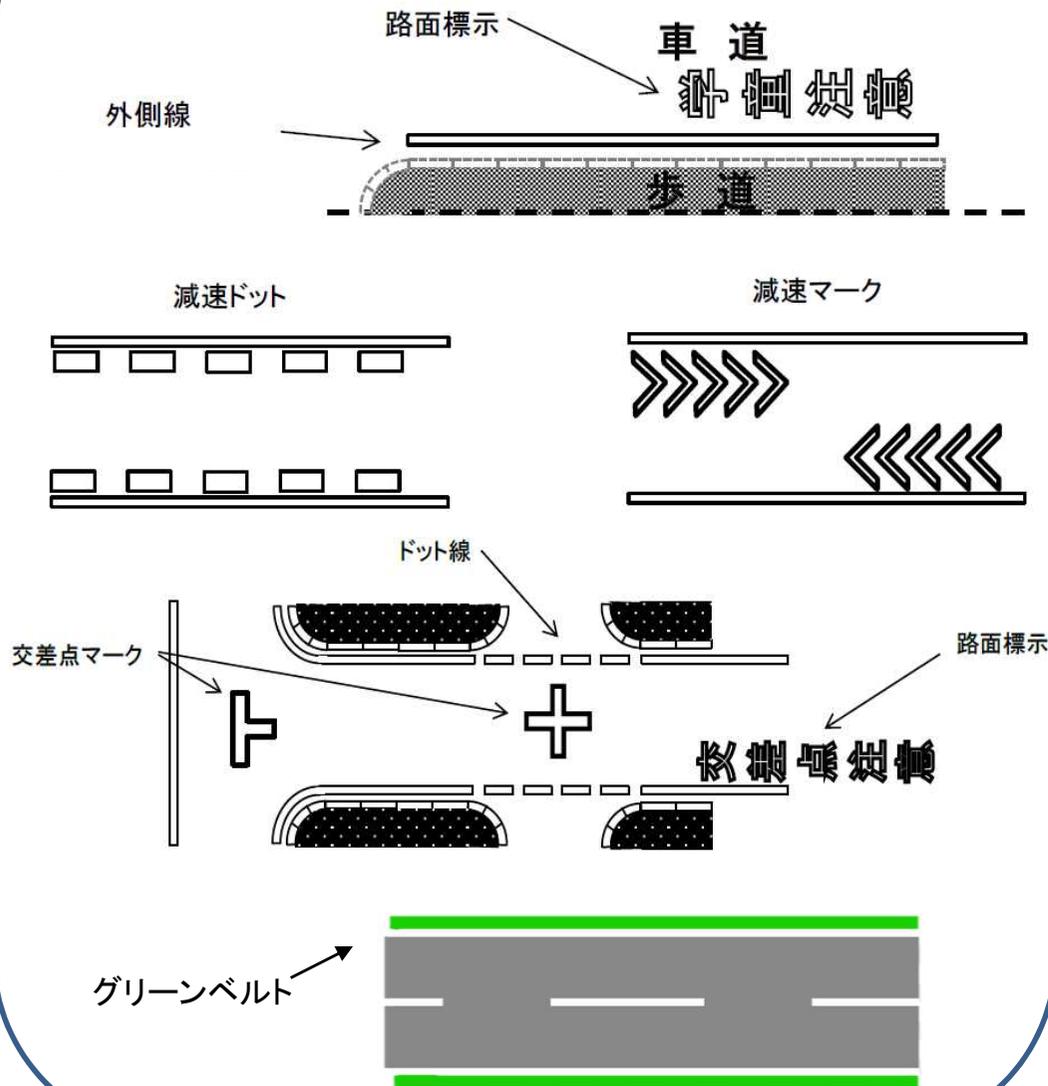
交通規制を伴う路面標示



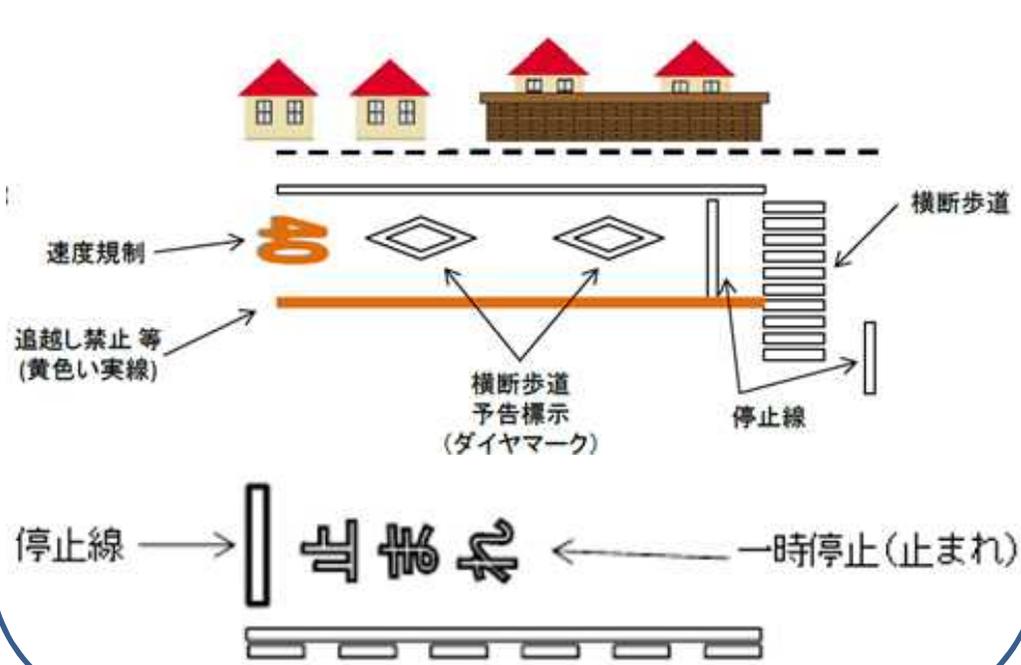
※みだりに道路標識や道路標示に類似する物件や工作物を設置すれば道路交通法に抵触する場合がありますのでご注意ください。

■ 路面標示の種類

【道路管理者設置】



【公安委員会設置】



←注意喚起を促すための啓発看板は防災危機管理課にて提供しますので、御相談ください。(画像は一例です)



事故のない安全な米原市を目指して
一人ひとりが安全運転を心がけましょう！